

民衆公教育成立過程への一つの分析視角

——カール・マルクスの民衆公教育理解——

An Analysis of the Formation of Public Education for the Masses

——Karl Marx's Understanding of Public Education for the Masses——

山 村 慧

I

教育事象を一つの社会的連関の中に 把えようとする努力は、教育学者ばかりでなく、経済学、社会学、政治学、又人類学等の分野からも試みられてきている。特に第三世界の開発途上国の教育問題が経済・政治発展との関連で多く論じられたのである。この研究方向は政治・経済事象に対する教育の持つ独立的要因、従属的要因探求への熱意によって支えられていた。民衆（大衆）教育と経済発展、民衆教育と政治的安定、民衆教育とエリート教育の比重の関係が生み出す問題等が特に関心を払われたものであった。⁽¹⁾

このような関心は、現代の問題ばかりでなく、歴史的事象へも向かったのであって、例えば近代化論者は、近代化のモデルを探すという目論見でもって、19世紀後半から異常な速さで近代化（西欧化、工業化又は資本主義化）を押し進めた日本にも目をつけたのである。特に伝統的要因を近代化との連続的、非連続的（対立的）関係等は主要なテーマであった。例えば、江戸時代の教育と明治維新を転機とする近代化との関係等である。⁽²⁾

19世紀ヨーロッパにおける市民社会、資本主義社会、国家の基本的構造と関係との中から民衆教育の問題を論じた一人にカール・マルクス（1818—83）がいる。周知の如く、マルクスはまとまった教育上の、著作は残していないが、彼の人間の現実、未来への切実な関心は、児童の教育問題へと彼を導き、彼の著作のここそこに彼の考えを残す結果となっている。

マルクスは西欧全体の民衆教育に関して論じてはいない。「資本論」は民衆教育が論じられている重要な文献であるが、そこでは、イギリスが資本主義的生産様式の典型的な例として分析の対象となっており、その生産様式とそれに対応する生産関係、交易関係が解明されている。⁽³⁾したがってイギリスにおける民衆の為の公教育というべきものが一歴史的段階としての資本主義社会においてどのような形で生まれ、又逆に何を生み出していったかが課題となってい

るのである。

民衆の為の公教育の形成というのは、西ヨーロッパに限っても各国の政治・経済体制における固有の条件、又その発達段階の違いによってその現われ方を異にする。しかし「公教育」という場合、いかなる国民国家といえども最高の公権力、即ち（近代）国家との直接、関接の関係を抜きにして論ずることはできない。又、教育は「社会」の中で行われる一つの営為であるから、その社会が、即ち（マルクスの場合）当面の課題である資本主義社会がどのように近代国家に関連するのか、又資本主義社会の母胎といわれる市民社会はどのようなのか、という問題が出てくる。特に市民社会と教育の問題は、現代においても、各国がどのような政治・経済体制をとっているか（又は名称を附しているか）にかかわらず普遍性を持つ重要な問題である。⁽⁴⁾ 本稿はまだ試論の域を出ないが、上述の問題を念頭におきながらマルクスのイギリス民衆公教育形成の分析手法を素描してみたい。

- (1) 例としては、Anderson and Bowman ed., *Education and Economic Development* や Coleman ed., *Education and Political Development* がある。*Comparative Education Review (CER)* Vol. 21, Nos. 2-3 (1977) は特集を組み教育の社会的連関、教育学と他社会科学との関係などに焦点をあてている。さらに同 Vol. 19, No. 1 (1975) は教育と政治の関連特集号となっている。又、Clark Kerr は、教育制度には多様な形態があるとしてそれを社会形態との関連で手際よくまとめている。“Five strategies for Education and Their Major Variants”, *CER*, Vol. 23, No. 2, (June, 1979).
- (2) 例えば Dore, Ronald, *Education in Tokugawa Japan* や “The Legacy of Tokugawa Education”, in *Changing Japanese Attitudes Toward Modernization* など。
- (3) *Capital*, Vol. 1, 8 頁〔大月書店版、国民文庫「資本論」(1)17頁〕本稿での「資本論」からの引用は、上述の日本語訳を参照しながら英語版からの引用である。
- (4) 高島善哉「民族と階級—現代ナショナリズム批判の展開」は、このような問題に多くの示唆を与える書である。

II

マルクスは「国家」の本質を次のように分析している。国家は「決してそれ自身の精神的、道徳的、自由な又は非自由な基礎を有する独立した存在⁽¹⁾」ではない。国家の基礎は市民社会なのである。市民社会は「生産諸力の一定の発展段階の内部での諸個人の物質的⁽²⁾交通の全体を包括する。それは一つの段階の商工業生活の全体を包括するものであって、そのかぎり⁽³⁾で国家や国民〔Nation 民族〕を越え出る」ものである。市民社会こそ国家の原動力なのである。市民社会を母胎にしてかつその内部から生まれる国家、これが最も基本的にして重要な両者の関係である。実際、「市民社会」は「外へ向かっては国民体〔Nationalität〕としておのれを認めさせるようにし、内に向かつては国家として自からを編成せざるをえないのである。⁽⁴⁾」これは国家の必然性への重要な言及である。

このことを歴史的にみた場合はどうなるか。「市民社会が市民社会として発展するのはブル

ジョアジーを俟ってである」⁽⁵⁾し、「種々の文化国における種々の国家は、その雑多な形態の差異にも拘らず、それらは多かれ少かれ資本主義的に発展した近代ブルジョア社会の土台の上に立っているという共通点をもっている」⁽⁶⁾のである。そしてブルジョアジーと国家は現実的に次のような関係に入るのである。

ブルジョアジーは、階級であってもはや身分でないという理由からしてもすでに、もはや地方的ではなく国民的に自己を組織化するよう余儀なくされており、そして自分の平均的利害の一つの普遍的な形式を与うべく余儀なくされている。私的所有の共同体からの解放によって、国家は、市民社会と並んで且つその外部にある、特別な一実存になった。しかし国家は、ブルジョアたちが対外的にも対内的にも、彼らの所有ならびに利害の相互的な保障のために必然的に身を委ねるところの組織の形式以上の何ものでもない。⁽⁷⁾

ここにはまさに資本主義国家の歴史的出現が描かれている。この国家形態は市民の一部であるブルジョアが市民社会での支配力をその手中に収めるという事態に対応するものである。

さて、資本が労働に対する支配を貫徹する経過の中で、民衆教育が動員される事情が次の様に述べられている。

社会の一方の極に労働条件が資本の形をとって現われ、他方の極に自分の労働力の他には売るものがないという人間が現われるだけでは、まだ十分ではない。このような人間が自発的に自分を売らざるをえないようにするだけでも、まだ十分ではない。資本主義的生産が進むにつれて、教育や習慣や伝統によってこの生産様式の諸条件を自明の自然法則として認める労働者階級が発展してくる。⁽⁸⁾

ここには、資本が、労働者の意識の内部まで浸透してその支配を貫徹する姿が描かれているが、資本主義的生産様式はさらにその剰余価値の費用軽減の為の一環として、「教授法 其他をますます実用本位にさせ」「科学や公教育の進歩」とあいまって、「商業活動、言語等の為の必要な訓練と知識が、ますます急速に容易に一般的に低廉に再生産される」ことを必要とする。そして「公教育の一般化は、そのような労働者を、以前はそのような訓練知識から除外され、より劣悪な生活様式に慣らされていた諸階級から補充することを、可能にする。」⁽⁹⁾このように公教育がある程度普及した段階になると、資本は積極的にそれを利用するし、又自己増殖の為にはさらに拡大された公教育を必然のものとするのである。

このように、西欧の歴史においては、資本がその母体である市民社会を資本主義社会として重ね合わせるように発展させ、もともと市民社会の直接的一表現であった国家が、市民社会の外側に並存する資本主義国家へと展開する。そして資本は、市民的国家というべきものの機能の一つである公教育が資本の自己増殖運動にも必要であることを認識していく。マルクスは、

資本の公教育に対する認識の曲折する展開の必然的背景と、それに触発されかつ異質の教育認識を萌芽させていく労働者側の動きを、イギリス資本主義発展の中で分析していく。

- (1) マルクス、*The Gotha Program*, 46頁、尚、「ゴータ綱領批判」西雅雄訳39頁参照。
- (2) マルクス、エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」広松渉編訳版、152頁。この引用部分はエンゲルスの執筆部分であるが、マルクスの考えでもであるとみるのは妥当であろう。
- (3) マルクス、“Critique of Hegel's philosophy of the State”, *Writings of the Young Marx on Philosophy and Society*, 156頁「市民」はじめ西ヨーロッパ史の文脈の中で使われている言葉の原意かつその日本語への訳出の本質的困難性に関して平田清明「市民社会と社会主義」第四章を参照のこと。異文化の中でそれらの言葉が原意を離れて異なる表象のうちに用いられることが重大な無理解、誤解をとり返しがつかない程に堆積していく。このことに留意することは非常に重要である。
- (4) 「ドイツ・イデオロギー」152頁。
- (5) 「前掲書」152頁。
- (6) 「ゴータ綱領批判」39頁。
- (7) 「ドイツ・イデオロギー」154-156頁。
- (8) *Capital*, Vol. 1, 737頁 [(4)352頁]。
- (9) 「前掲書」、Vol. 3, 300頁。

III

19世紀に入り労働者階級の運動が進展するについて⁽¹⁾、その階級内部に亀裂が生じて来た。エンゲルスは1858年マルクスに書き送る。「イギリスのプロレタリアートが事実上だんだんとブルジョア化してゆき、その結果全国民中で最もブルジョア的なこの国民が、究極はブルジョアジーと並んでブルジョアの貴族とブルジョアのプロレタリアートをもつようになるだろう、…全世界を搾取している一国民においては、そのことは確かにいくらか当然の点もあるだろうが⁽²⁾」彼等のイギリスの労働運動への失望はその後も長期にわたっており、1878年にマルクスはリープクネヒトへ次の様に書き送っている。

イギリスの労働者階級は、1848年以來の腐敗期をつうじて、しだいに退廢の度を深め、ついには、大自由党すなはち自分達の抑圧者、資本家どものしっぽにしかすぎなくなるところまでなりさがった。労働者階級の指導権は、金で動かされる労働組合指導者と、職業的な扇動者の手中にまるまる移ってしまった。……他方では南ウェールズで炭坑主から餓死を申し渡された自国の兄弟たちのために指一本動かさなかったのだ。⁽³⁾

労働者階級内部のこの種の分裂が、未組織未熟練労働者の群れを生み落すのを助長したことは疑いを入れない。マルクスは、資本主義社会の諸矛盾は国民中最も疎外されている層に集中的にしわよせされることを観察している。若年労働者と彼等の教育問題は彼が特に注意を払った

ものの一つである。

児童労働者の教育は最初ははっきりと社会に対する救済という形をとった。

未成熟な人間を単なる剰余価値製造機にしてしまうことによって人為的に生み出された知的荒廃、それは又、精神をその発達能力、その自然的豊饒性そのものをそこなうことなしに休耕状態に置く自然発生的な無知とは明らかに区別されるものであるが、このような知的荒廃は、ついにイギリスの議会にさえも、工場法の適用を受けるすべての産業で初等教育を14才未満の児童の「生産的」使用に対して義務教育化することを強要したのである。⁽⁴⁾

マルクスは、工場監督官や児童労働調査委員会等の報告に基づいて労働者階級並びに児童労働の悲惨な生活条件と工場法のひどいザル法的性格とを克明に描写している。しかし、個々の工場主は、たとえ労働者階級の死が究極的には彼自身の死につながるということを認認していたとしても、⁽⁵⁾ 彼自身の剰余価値をあくまでも追求し続けざるを得ないという状況にある。つまり、資本家の誰でもが「いつかは雷が落ちるに違いない」ことはよく知っているが、「自分が黄金の雨を受けとめて安全な所に運んでから雷が隣人の頭にあたることを誰でも望んでいるのである。わが亡き後に洪水は来たれ！」⁽⁶⁾ である。「しかし一般的に言って、これは実際個々の資本家の善意・悪意にかかることではない。自由競争が資本主義的生産の内在的法則を個々の資本家に対して外的な強制法則として引き出してしまふのである。」⁽⁷⁾⁽⁸⁾

このようにして国家の介入による立法措置がどうしても必要になってくる。啓蒙的工場主のグループが国家による立法的関与を要求し始める。彼等は言う。他の資本家達との競争は児童に対する労働時間の個々の資本家の自主的制限を許さないし、さらに「我々がどんなに前述の弊害を嘆いても、それを工場主間の何らかの種類の協定によって防止することは不可能であろう。これら全ての点にかんがみて、我々は、一つの強制法が必要だという確信に達したのである。」⁽⁹⁾ 中には他の工場主に対抗する為に労働者との提携を求める例もあったのである。⁽¹⁰⁾ 資本家は、常にお互に抑制し合い、「不信な兄弟の不徳義な競争」⁽¹¹⁾ を回避することが必要であった。つまり、「労働力の全ての資本家による平等な搾取こそ資本の最初の生得権」⁽¹²⁾ なのであった。

このようにして工場法の成立は資本の側からも出てくる避けることのできない要求であった。この救済的教育条項を含む工場法成立の為にイニシアチブは労働者階級よりもむしろ開明的工場主がとったのである。これは、資本主義的社会がその母胎である市民社会（資本主義の成立要因としての自由競争と契約の自由を基本的原理として持つ）までも破壊しない為には、資本の絶対命令である労働への支配の仕方の再編成を迫られたものと見ることができよう。

しかし、資本はその剰余価値の不断の追求というその本性を決して忘れる訳にはいかない。工場法は資本にとってはしぶしぶ受け入れざるを得ないものであった。だから機会さえあれば、初めてザル法的性格を脱した1833年の工場法以来労働力の自由な搾取に制限を加えようと

してきた全立法に公然と反抗をしたのである。その反抗は、労働時間の短縮には賃金の切り下げ、長時間労働か解雇かの強制選択、無制限の18才以上成年男子の夜間労働の採用（少年・婦人労働者の解雇）、休み時間の廃止等、の形をとって現われた。⁽¹³⁾しかし、この種の資本側からの立法措置への抵抗の仕方は「⁽¹⁴⁾不可避な運動」に逆らうものであった。資本は別の方途をとる、つまり、資本は労働日や労働時間の延長による剰余価値増殖活動に制限を加えられるや否や、「⁽¹⁵⁾全力をあげて機械体系の発達による相対的剰余価値の生産に熱中」したのである。この新事態において労働者にのしかかってきたのは、与えられた時間内により大きい労働量が要求される労働の強化であった。機械の導入はこのように相対的剰余価値の創出条件をつくると同時に、又筋肉力を労働の副次的地位におとしてしまったのである。そこで機械を使い始めた工場主達は、安価な婦人・児童労働をまず求めたのであり、そこには機械の運転速度と労働範囲の増大による労働強化が待ち受けていたわけである。これは一つの堂々めぐりである。工場監督官は再び、今度は労働時間の短縮が労働者の健康と労働能力に有害なほどに労働強化をもたらしていることを報告している。⁽¹⁶⁾「⁽¹⁷⁾どんな機械の改良をも労働力のいっそう大きい搾取の手段に変えてしまうという資本の傾向」は、労働時間の再度の短縮という事態を再び引きおこすことになるのである。⁽¹⁸⁾

- (1) イギリス労働運動に関しては、他にシドニー・ウェップ、ビアトリス・ウェップ、「労働組合運動の歴史」を参照。
- (2) 「マルクス・エンゲルス全集」29、280頁。
- (3) 「前掲書」34、256頁。
- (4) *Capital*, Vol. 1, 399-400頁 [(3)148頁]。
- (5) 工場法：1802年法（綿工場徒弟対象、1日12時間以上の労働禁止、労働時間の一部を3R'sの教育にあてる規定等）、1819年法（自由労働児 free child 対象、綿工場における9才未満の雇用禁止、16才未満12時間以上の労働禁止）、1825年法（16才未満の午後8時から午前5時までの夜業禁止）、工場監督官4人をおいて初めて実効のともなった1833年法（絹、亜麻工場も対象とする、9才以上13才未満は週48時間労働に制限、又前週6日間毎日2時間学校出席の証明書なしでは雇用できない。9才未満は雇用できない）、又この1833年は貧民教育へ国庫補助が開始された年である。1844年法（繊維工場8才未満の雇用禁止、8～13才一絹工場は8～11才一の労働時間を1日6時間半とし、それを昼食前か後にまとめ、土曜日以外毎日3時間の就学）、1847年法（13才～18才の少年と全ての婦人労働者の労働時間を1日11時間）、十時間法は1848年5月1日に発効。
- (6) *Capital*, Vol. 1, 270頁、注1 [(2)211頁、注113頁] 1861年11月5日の「タイムズ」の論評：「住民の健康は国の資本の非常に重要な一要素だのに、おそらく、われわれは、雇用主階級がこの宝を保護し大事にすることを進んでしてきたとは認めがたい。……職工の健康への顧慮が工場主に強制された。」戸籍本署長官の報告：「……労働民衆の健康は犠牲にされ、そして数世代のうちに種族は衰退するところだったが、しかし……児童労働の時間は制限された。」こういう論評や報告は、雇用主達にもこの問題を意識させたことは推測される。
- (7) 「前掲書」Vol. 1, 270頁 [(2)210頁]
- (8) 「前掲書」Vol. 1, 270頁
- (9) 「前掲書」Vol. 1, 270頁、註2 [(2)211頁注113]
- (10) 「前掲書」Vol. 1, 270頁、註2 [(2)212頁注114補足]

- (11) 「前掲書」 Vol. 1、281頁 [(2)231頁]
- (12) 「前掲書」 Vol. 292頁 [(2)249頁]
- (13) 「前掲書」 Vol. 1、283頁以下 [(2)235-240頁]
- (14) 「前掲書」 Vol. 1、296頁 [(2)255]
- (15) 「前掲書」 Vol. 1、409頁 [(3)164頁]
- (16) 「前掲書」 Vol. 1、412頁 [(3)168頁]
- (17) 「前掲書」 Vol. 1、417頁 [(3)178-179頁]
- (18) 「前掲書」 Vol. 1、417頁 [(3)179頁]

IV

労働児童の教育規定を含む工場法の成立は先見的資本家のイニシアチブに俟ったとはいえ、工場法は基本的には社会的諸関係の産物であり、「それらの定式化、公認、国家による宣言は、長い期間にわたる諸階級の闘争の成果だった⁽¹⁾」のである。つまりそこには労働運動の拡大の基本的影響を見逃すことはできない。前に見たように、労働運動内部に分極化の状況があらわれているが、逆に一般的には、労働者の意識が発展していることをマルクスは見ている。マルクスは、労働運動は生産条件そのものから不可避免的に生まれ、「本能的」に成長するものだと見ている。労働運動の決定的転回点はいつそれが孤立した、偶発的、受身的抵抗から連帯した自覚的能動的運動に脱皮するかということである。

マルクスは1850年頃を境にしてそれまでの「受身的」抵抗からより積極的な運動へ変わっていったと見ている⁽²⁾。彼が引用している次のものは労働者の意識の発展を物語っている。

率直に言って、我々の生活は我々には重荷なのである。そして、我々が他の労働者よりも週にほとんど二日余計に長く工場に縛りつけられているかぎり、我々は自分達をこの国の奴隷にも等しいものと感じ、又我々自身と我々の子孫を毒するような制度を永久化するものと思っている。……それ故我々は新年からは一時間半の法定の中休み時間の控除を含めて6時から6時まで週に60時間よりは長く一分間も労働しないであろうことを、ここに謹告する。」(イギリス木綿工場手紡工、自動見張工の雇用主への覚書、1860年)⁽⁴⁾

イギリスの労働者は、工場法の実効を求めて積極的に活動するのであるが、資本主義的生産様式の最初の典型的な例としてマルクスによってとりあげられたイギリスは労働運動においても、「ただ単にイギリスの労働者階級だけではなく近代的労働者階級一般の選手」だったのである。つまり標準労働日制定の為の闘争は「近代的産業の領域でおこったのであるから、それはまず近代的産業の祖国、イギリスで開始されたのである。」⁽⁵⁾ 次の引用は太西洋の対岸地アメリカの労働者の声明文の一部である。

現在の制度のもとで要求される労働時間は余りにも長すぎ、労働者の為に休息や教育の為に時間を少しも残さず、むしろ、奴隷制度よりもわずかにましな隷属状態に労働者を押しえつけるものである……それ故、一労働日は八時間で十分であり、また法律によって十分と認められなければならないこと、我々は、強力な槓杆である新聞に援助を求め……そして、この援助を拒む全ての者を労働の改革と労働者の権利との敵とみなすことが決議されるのである。(ニューヨーク州ダンカークにおける労働者の決議、1866年)⁽⁶⁾

これらの文章からうかがえることは、労働者階級も彼等自身の生存条件確保の為に闘争を組むが、さらに、自分達の次の世代のこと、教育のことが視野に入っており、現実の隷属状態よりの解放、人間性の回復、教育による人間性の発展という考えの流れがあることである。工場法成立にイニシアチブをとった開明的資本家が基本的には労働者の再生産確保のみを狙っており、そのために教育条項も副次的なものであり、さらに資本の側からのイデオロギー的訓化をも一つの狙いとしていることを考えると、労働の側からの、明言こそしていないが、人間性の発展という考えに自然につながる要求は、資本の側からの要求とは一つの異質の流れをつけ加えるものである。マルクスはこの点をもっと明確に述べている。次の引用文は1866年国際労働者協会によって採択されたマルクスの草案の一つである。

児童と年少者の権利は守らなければならない。彼らは自分でそれを守るために行動することはできない。だから、彼らに代わって行動することが、社会の義務である。中流階級や上流階級の人間が自分の子孫にたいする義務を怠るとすれば、それは彼ら自身の罪である。……労働者階級については、事情はまったく別である。労働者は自由な行動者ではない。労働者は、あまりにも無知のため、自分の子供の真の利益や人間の発達の正常な条件を理解できない場合でさえ、非常に多い。しかし、労働者階級の啓蒙家された部分は、自分の階級の将来、したがって又人類の将来がひとえに若い労働者世代の育成にかかっていることを、十分に理解している。⁽⁷⁾

そして彼等は「なによりもまず児童と年少労働者を現制度の破壊的影響から救ってやらなければならない」⁽⁸⁾ことをよく知っている。このことの実現は、本質的には、市民社会的範疇での「理性」の「力」への転化しかなく、現時点では国家権力の介入による一般的法律の形でしか実現されない⁽⁹⁾。まさにこのことにおいて、異なった方向に向かっている資本と労働の意志が国家権力の発動の場において交叉し、半世紀にわたる工場法ののろのろした歩みの延長線上に1870年の初等教育法の成立を見るわけである。それは不完全とはいえ、初めての独立した公教育法規だったのである。

(1) *Capital*, Vol. 1, 283頁 [(2)233頁]

- (2) 「前掲書」Vol. 1、301頁 [(2)265頁]
- (3) 「前掲書」Vol. 1、292、296頁 [(2)248、254頁]
- (4) 「前掲書」Vol. 1、295頁 [(2)254頁]
- (5) 「前掲書」Vol. 1、299頁 [(2)261頁]
- (6) 「前掲書」Vol. 1、301頁 [(2)265頁]
- (7) 「マルクス・エンゲルス全集」16、193頁
- (8) 「前掲書」16、193頁
- (9) 「前掲書」16、193頁

V

さてマルクスは資本主義社会における教育をその二つの機能的面から捉えようとしている。一つは、前にも見たように、教育が資本の労働に対する支配の貫徹の為に推進されるという面であり、それに反してもう一つの面は教育が、資本の支配そのものの中に労働が資本を乗り越える条件を創る一つの重要な役割を果たすという面である。

マルクスは現状対応的な若年労働者の救済の為の教育から民衆教育の新しい可能性について筆を進めていく。彼は、新しい形の民衆教育の基礎を現実の社会、経済構造の中に見ている。機械の導入が資本主義的生産様式のもとでは労働の強化をもたらしたことはすでに述べたが、この機械に基礎をおいた大工業の発達がここでの考察の重要な要素となってくる。近代的大工場制機械生産体系の出現はまさに人類の将来がかかっている教育の歴史的条件を創出するのである。それは分業体制に際立った影響を与え、分業の古い形式や固定化した形を生産工程のただ中で、そして社会の中で廃棄してしまう。

機械や化学的工工程やその他の方法によって近代工業は、生産の技術的基礎としての労働者の機能や労働過程の社会的結合をも絶えず変革する。同時に近代工業はそれによって社会の中での分業をも絶えず変革し、資本のかたまりと労働者の群れとを一つの生産部門から他の生産部門へと絶えまなく投げ出し投げ入れる⁽¹⁾。

近代工業が持つ性質そのものが、「労働者の労働の転換、機能の流動、そして全般的可動性⁽²⁾」を要求するのである。

ここに一つの問題がおこる。機械制近代工業は、一人の人間を一生涯一つの細部の作業にしばりつけるマニファクチャ的分業を技術上の革新で廃棄してしまうのであるが、その機械制近代工業は、資本主義形態においては、分業をより巨大に再生産してしまうのである。この矛盾は、労働者を工場では一つの部分機械の単なる附属物にしてしまう。特にこの矛盾は子供・婦人労働に現れ、小さい時から簡単極まる作業に固く結びつけられ、何年たっても何の役に立

つ作業も覚えられない、という事態になる。そしてその知的、精神的退廃がいかに恐しいものであるかマルクスは例をあげて強調する。⁽³⁾いまや近代工業は、次のような不可避の要求を現存する社会につきつけるのである。

……一方では、現在の労働の転換が、圧倒的な自然法則として又至る所で抵抗に出くわす自然法則の盲目的な破壊作用をともなって、おのれ自信を押しつけるとしても、他方では近代工業が、その大激変を通して、労働の転換を、従って労働者の種々の仕事への適性を、従って労働者の種々の適性の最大の発達を生産の基本的法則として承認する必要を押しつけるのである。生産様式をこの法則の通常的作用に適合させるかどうかは社会にとって死活の問題になる。近代工業は実際、一つか同じ細部作業の一生涯のくり返して片輪にされ、従って一人の人間の単なる一かけらになってしまっている今日の細部作業労働者の代わりに、全面的に発達した個人、すなわち種々の労働に向き、生産のどのような変化にも適応でき、そして彼の行う種々の社会的機能が彼にとっては生まれつきの又は取得した能力にただ自由な活動の機会を与える多くの形態であるような、そのような個人を提供することを社会に強制するのである。死刑状をつきつけて。⁽⁴⁾

(1) *Capital*, Vol. 1, 486-487頁 [(3)291頁]

(2) 「前掲書」Vol. 1, 487頁 [(3)291頁]

(3) 「前掲書」Vol. 1, 484-485頁 [(3)287-289頁]

(4) 「前掲書」Vol. 1, 487-488頁 [(3)291-292頁]

VI

では、社会が生きのびるために不可欠の全面的に発達した諸個人を確保するにはいかなる社会形態が展望されるのか。マルクスは「要綱」の中で歴史上の社会形態の特質を次のように分析している。

人格的依存関係（それは最初は全く自然発生的であるが）は、まだわずかの程度であり又孤立したものであるが人類の生産力が発達した社会の最初の形態である。物質的依存に基いた人格的独立というのが第二の大きい形態である。そこでは普遍的諸関係、多様な要求や全般的な諸能力をもたらす全体的な社会交易制度が初めて発達した。諸個人の全体的な発達と、彼等の社会的力となる共同体的・社会的生産性の占有との上に立つ自由な個体、これが第三の段階である。第二段階が第三段階の条件を創り出すのである。家父長的古代的（封建制も含めて）社会は、交易、贖済、貨幣、交換価値が発展するにつれて没落した。それと同時に近代社会がその中から成長したのである。⁽¹⁾

前資本主義社会においては、「労働を遂行する場合における諸個人間の社会的関係は、常に彼等自身の相互の人格的關係として現われ労働生産物と労働生産物との間の社会関係に変装されては⁽²⁾ない。」この種の社会は、経済的範疇のみでは分析され得ない。商品交換の普遍的関係がまだ展開していないのである。資本主義社会においては、労働力でさえ本来の所有者から疎外された商品となり、生きた労働力が日常生活の中で物として扱⁽³⁾かれる。資本主義社会は、本来非常に人格的な諸々の社会関係を解消する。人格的關係を引き裂くことによって、お互いに無関心な独立した諸個人（私的個人）をつくり出す。そして自然的、社会的性格を喪失した孤立化した諸個人は、その社会的全体性を喪失することになる。

第三段階は共産主義社会⁽⁴⁾と呼ばれているものであるが、それへの資本主義社会からの移行は、単に生産様式の転換のみに還元することはできない。高次元での人格的關係の回復が同時に目指されているのである。マルクスは、「パリ草稿」の中で、私的所有の積極的止揚は「人間的な本質と生命、対象的な人間、人間的な制作物を人間によって感性的に自分のものとする」ことであり、それは人間が「彼の全面的な本質を、全面的な仕方⁽⁵⁾で、したがって一個の全体の人間 ein totaler Mensch⁽⁵⁾として自分のものとする」ことである、と述べている。

このようにマルクスは、「共同体的・社会的生産性」を基礎にした社会と自己の全面的発達とを全面的に自己のものとした「自由な個体」の中に、私的⁽⁶⁾所有（資本主義的社会）を揚棄した個体的⁽⁶⁾所有（高次の市民的社会というべきもの）を展望するのである。そして「第二段階が第三段階の条件を創り出す」という時、それは、前述したように、近代機械制工業の高い生産性、古い生産様式と社会的諸関係の変革への至上命令ということの中に歴史的現実的条件の析出を見るのである。

さて、この歴史的條件の中でマルクスは自由時間の創出ということに大きな関心を払⁽⁷⁾っている。つまり諸個人の全面的発達の為には自由時間の存在が重要であり、この自由時間は機械の発達によって生み出されるものなのである。そこでは労働はもはや生産過程の主要な部分ではなくなる。つまり人間的要素は、生産過程の監視と監督に限られていく。コミュニズム社会では「もはや剰余労働を創出する為に必要な労働時間を短縮するということが問題でなく、社会の必要労働を最少限度まで短縮するということが問題なのである。この短縮の見返りは、社会の全員が、全員の手に入るその自由時間と手段によって芸術や科学等の分野で自分の教育を深めることができるということである。⁽⁸⁾」この自由時間は、高度の諸活動だけではなく余暇をも含んでいて、「その時間を享受する者を自然に以前とは違った人間に変えてしまい、その変化した人間が又直接生産過程へ入るわけである。」自由時間によって可能になる教育活動を基軸として諸個人の諸能力の発達と価値意識の変革が可能になるのである。ここにおいてはすでに自由時間というものは労働者の労働能力再生産のために必要であるという思考形態が主客転倒して、労働力がそ自由時間創出のための手段であるという思想が表明されている。

(1) *The Grundrisse* (政治経済学批判要綱), David McLellan 編訳版、67頁。

- (2) *Capital*, Vol. 1, 77頁 (1)139頁]
- (3) 「したがって、商品は不可思議なものとなってしまふ。なぜなら人間労働の社会的性格が、その労働生産物に対象的性格を刻印されたものとして現われるし、又彼等がなした総労働に対する生産者の関係が、彼等自身の間が存在する社会的関係としてではなく、彼等の労働生産物の間の社会的関係として姿を表わすからである。」「前掲書」Vol. 1, 72頁 (1)130-131頁]
- (4) 「共産主義」という訳語に対する高島善哉氏のコメントを引用しておきたい。「この訳語は原語 *communism* の意味を誤り伝えている。それはもともと コミュニオン主義を意味する。ルソーのいわゆる個別意志と一般意志とが有機的に結びつき、相即的に実現されうようなコミュニティのあり方をいうのである。青年マルクスが志向したのもこれであった。」氏はこの後マルクスの「ユダヤ人問題によせて」の第一節を引用（「世界の大思想」Ⅱ・4 マルクス「経済学・哲学論集」25頁）しているがここでは割愛する。そこでは人間的解放の条件が述べられていて、個別的人間と類的存在の一致、個人の個有の力を社会的力として認識し組織すること、社会的な力を政治的な力の形で自分から切り離さないこと、である。高島善哉「民族と階級」221頁。
- (5) 「経済学・哲学草稿」136頁 さらに次の文章を参照。私的所有は「われわれをひどく愚かにし、一面的にしてしまったので、われわれが対象を所有するときにはじめて、したがって（対象が）資本としてわれわれに対して実存するか、あるいはわれわれによって直接に占有され、食べられ、飲まれ、われわれの身につけられ、われわれによって住まわれる等々、要するに使用されるときにはじめて、対象がわれわれのものである、というようになっている。」私的所有の止揚は「すべての人間的な感覚や特性の完全な解放である。」「前掲書」136-137頁。
- (6) Lucian Goldman は、(a)原始社会の無階級性、(b)前資本主義社会を特徴づけている人間と人間、人間と自然との間の質的諸関係、(c)資本主義社会の合理性を総合したものが、コミュニズムだと規定している。“Socialism and Humanism”, *Socialist Humanism*, 41頁。
- (7) *The Grundrisse*, 148頁。
- (8) 「前掲書」142頁。
- (9) 「前掲書」148頁。

VII

ここで、我々は、マルクスが提言する民衆公教育の具体的内容と社会的発展との関係におけるその役割を見ることにする。

工場制度からは、われわれがロバート・オーエンにおいて詳細にその跡を追うことができるように、未来の教育の萌芽が出てきたのである。この教育は一定の年齢から上の全ての子供のために生産的労働を学業および体育と結びつけるもので、それは単に生産効率を増大するための一方法であるだけでなく、全面的に発達した人間を生み出すための唯一の方法⁽¹⁾でもある。

「児童労働の禁止!」ここでは、年齢制限を明記することが絶対に必要であった。児童労働の一般的禁止は大工業の存在と適合せず、従って空虚な無邪気な願望である。このこと

の実現は一もし可能であるとしても一反動的であろう。というのは、種々の年齢段階に応じて労働時間が厳密に規律され、且つ児童の保護のためのその他の予防方策が行われる場合には、生産的労働と教育との少年時代からの結合は、今日の社会の最も有力な変革手段の一つであるからである。⁽²⁾

有給の生産的労働、知育、肉体の鍛練および総合技術教育の結合は、労働者階級を上流階級や中流階級の水準をはかるにこえた水準に高めるであろう。⁽³⁾

これら三つの引用文は、今まで見たことから解るように意味は明確である。生産的労働と知育、体育、技術教育の結合という教育内容は、まさにマルクスの現実の社会構造の分析の中から、社会から「空虚」に遊離せず、それ故に現存する社会の矛盾を止揚する可能性を持つ教育形態として折出されたものであるが、さらに教授法の上からも有効なものとして主張されている。マルクスはその例を学校の教師への尋問に基いた工場監督官の報告から引いている。工場で働いている子供達は、正規の学校の生徒の半分しか教育を受けていないが、彼等は同じ位か、しばしばもっと学んでいる、という報告である。この報告は次の様に続けている。

これは単純な事実によって説明される。つまり半日しか学校に居ない生徒は、いつでも新鮮で、ほとんどいつも授業を受ける用意があり、又そうする気がある。半労半学の制度は、この二つの仕事のそれぞれ一方を他方にとって休養及び気晴らしとするもので、したがってどちらか一方ばかり中断なしにやるよりもずっと児童に適している。午前中からずっと学校に居る子供は、(暑い日は特に)自分の仕事をすませて生き生きと元気よくやってくる少年と競争することはとうていできない。⁽⁴⁾

このような半労半学の制度が有益に働くには「年齢に応じた厳正な労働時間の制定と子供を保護する為の考えられうる他の予防措置」が講じられなければならないことは当然である。マルクスは児童の雇用時間に関して次のような提案をしている。つまり、いかなる作業場や家内作業場においても、9才から12才までは1日2時間、13才から15才までは4時間、16才と17才で6時間に制限されるべきだとし、16才と17才の6時間労働には少なくとも1時間の食事、休憩時間が持たれるべきだとしている。⁽⁵⁾マルクスは児童の生活の基本的形態を Kommunismus 社会の全市民の生活形態の基礎になるようなものとして構想している。又、Kommunismus 社会における児童労働の位置づけは婦人労働とともに次のように言われている。

資本主義体制下での古い家族的結合の分解がどんなに恐ろしくいとわしく見えようとも、近代工業は家事の領域の彼方にある生産過程で婦人、男女の少年及び子供に重要な役割を

割り当てることによって、家族及び両性関係の一層高い形態の為の新しい経済的基礎をつくり出したのである。……男女両性の様々な年齢層の諸個人から結合している労働集団が構成されていることは、その自然発生的に発達した野蛮な資本主義形態、即ちそこでは生産過程の為に労働者があるのであって労働者の為に生産過程があるのではないという形態の下では、退廃と奴隷状態との害毒の源泉であるけれども、それにふさわしい条件のもとでは逆に人間的発展の源泉に一変するに違いないのである。⁽⁶⁾

「ふさわしい条件」の重要なものに前に述べた半労半学的教育形態が考えられているといえよう。むしろそれは、そのようなふさわしい条件を創り出すための、現実に入手を入れる意識的行為の一つともいえる。

マルクスは言う。教育には「特殊な困難がともなっている。一方では、正しい教育制度をうちたてるには、社会環境の変更が必要であるが、他方では、社会環境の変更を実現するには、正しい教育制度が必要である。だから、われわれは現状から出発しなければならない。⁽⁷⁾」ここには、卵が先か、鶏が先かかの単純な思考は教育問題にはあてはまらず、現実の社会の具体的問題の中に、教育と社会の関連の具体的な姿を発見し、解決の指針を柔軟に発想せねばならないことが言われているといえよう。マルクスはイギリスの資本主義的生産様式、社会関係が生み出す矛盾の中に民衆公教育創出の必然性を見、又矛盾から生まれる矛盾の中に教育のあるべき姿を見ていく。一つの事象をその矛盾の面から、つまり肯定的理解の中に同時に否定の契機を見、又一つの事象が死滅しつつ同時に次の発展への萌芽を生み出すという重層的構造の中に対象を把握する彼の弁証法的手法は、無視できない一つの貴重な方法である。

マルクスが、現実の社会から遊離しその単なる反映のような小社会としての学校体系ではなく、現実の社会を支えている基底的構造とその運動に積極的に関わっている学校教育を考えていることは確かである。⁽⁸⁾彼にとっては、労働というものを介して児童は社会の積極の一員なのであり、彼等のいわば半労半学的生活形態は、人類が将来到達する姿なのである。国により先進・後進の違いはあるにしろ、強制的に（意識上・無意識上実に多様な方法で）児童を取り込む義務制的な国民教育を一つの主要な到達目標とする学校制度は、いかなる政治・経済・社会の展開過程で生まれ、一体何処へ行こうとしているのか、それは諸個人の全面的発達という教育思想とどうかかわるのか。いつも振り出しに戻る間ではあるが、それはそれが重要な残されている間だからである。マルクスの問と問への分析手法は今尚吟味されるべきものであろう。

(1) *Capital*, Vol. 1, 483-484頁 [(3)285-286頁]

(2) 「ゴータ綱領批判」45頁

(3) 「マルクス・エンゲルス全集」16、194頁

(4) *Capital*, Vol. 1, 483頁 [(3)285頁]。ナソウ・シーニア（1833年の工場法立法に反対）は1862年エディンバラでの社会科学会議上における講演で次のように述べている。「上流・中流の子供達の単調で非生産的に長すぎる授業時間がいたずらに教師の労働を多くしているし、一方教師が児童の時間、健

民衆公教育成立過程への一つの分析視角

- 康、エネルギーを単にむだにするだけでなく、まったく有害に乱費しているのである。」「前掲書」
Vol. 1, 483頁 [(3)286-287頁]
- (5) 「マルクス・エンゲルス全集」16, 192頁
- (6) *Capital*, Vol. 1, 489-490頁 [(3)295-296頁]
- (7) 「マルクス・エンゲルス全集」16, 561頁
- (8) 「教育は義務教育であるべきという決議」に賛成だというマルクスの言及があるが、これは前後の文脈から、児童労働の禁止という考えに賛成している、ということではないことは明らかである。「前掲書」16, 562頁。

文 献

I. 基礎文献（カール・マルクスの著作）

- Capital*, Vol. 1 and 3, International Publishers, New York, 1970
- 「資本論」、大月書店（国民文庫）、東京、1962
- Critique of Hegel's philosophy of the State* included in *Writings of the Young Marx on Philosophy and Society*, Doubleday and Company, Inc., Garden City, 1967
- 「ドイツ・イデオロギー」（エンゲルスと共著）、第一巻第一編、廣松渉編訳、河出書房新社、東京、1974
- 「フォイエルバッハにかんするテーゼ」『マルクス＝エンゲルス全集』3、大月書店、東京、1963
- 「ゴータ綱領批判」、西雅雄訳、岩波文庫、1949
- The Grundrisse*, ed. by David McLellan, Harper and Row, New York, 1971
- 「経済学、哲学草稿」、城塚登、田中吉六訳、岩波文庫、1964
- 「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」『マルクス＝エンゲルス全集』16、大月書店
- 「マルクス＝エンゲルス全集」書問集、29、34、大月書店
- Pre-capitalist Economic Formations*, International Publishers, New York, 1971
- 「市民社会と共産主義革命」『マルクス＝エンゲルス全集』3、大月書店

II. 参考文献

- Anderson, Arnold and Bowman, Mary, ed., *Education and Economic Development*, Aldine Publishers Co., Chicago, 1965
- Cohn, Robert S., "On the Marxist philosophy of Education", *Modern philosophies and Education*, NSSE, 54th Yearbook, 1955
- Comparative Education Review*, Vol. 19 No. 1 (1975) [Special Issue on Politics and Education], Vol. 21 Nos. 2-3 (1977) [Special Issue on the State of the Art]
- Coleman, James, ed., *Education and Political Development*, Princeton University Press, Princeton, 1965
- Dore, Ronald P., *Education in Tokugawa Japan*, University of California Press, Berkeley, 1965
- Fromm, Erich, ed., *Socialist Humanism*, Doubleday and Company, New York, 1965
- 平田清明 「市民社会と社会主義」、岩波書店、東京、1969
- 廣松 渉 「ヘーゲルの社会思想と初期マルクス」『構造』1970年8月号
- 同 「初期エンゲルスの思想形成」『思想』1966年9月号
- Hobsbawm, Erick J., *Introduction to Pre-capitalist Economic Formations*, International Publishers, New York, 1971
- Kerr, Clark, "Five strategies for Education and Their Major Variants", *Comparative Education Review*, Vol. 23 (No. 2, 1979)

民衆公教育成立過程への一つの分析視角

- ルカーチ、ジェルジ、「若きマルクス」平井俊彦訳、ミネルヴァ書店、京都、1958
McLellan, David, *Marx Before Marxism*, Harper and Row, New York, 1970
大橋精夫 「マルクス主義の発達観と教育」青木書店、東京、1978
柴田高好 「マルクス政治学原理論の方法」『思想』1968年11月号
高島善哉 「民族と階級」現代評論社、東京、1970
田中清助 「アソシアシオン論序説」『思想』1972年12月号
内田 弘 「資本論と現代—マルクス主義の世界認識」三一書房、東京、1970
ウェッブ・シドニー、ウェッブ・ビアトリス「労働組合運動の歴史」上・下、飯田、高橋訳、日本労働協
会、1973
梅根 悟 監修 「世界教育史大系7・8 イギリス教育史I・II」講談社、東京、1974